

# 第10期 男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定業務委託仕様書

## 【業務概要】

### 1 委託業務の目的

在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等により、高齢者福祉や介護サービスに関する現状を的確に把握し、施策の検討及び計画期間中における事業量の推計を行うことで、令和9年度から令和11年度を計画期間とする第10期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定することを目的とする。

### 2 委託業務の名称

第10期 男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定業務

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務

第10期の計画策定に係る業務について、計画策定に必要な提案等を行い、第9期までの計画における事業実績等の把握・分析を行うとともに、次の業務を行うものとする。

- I. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務
- II. 計画策定業務（在宅介護実態調査業務を含む）

### 5. 業務内容

#### 【I. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

##### (1) 調査票の発送・回収

調査票（必須項目＋オプション項目＋自由回答欄等）12ページ両面印刷

発送 1,400件、角2封筒

回収 回収率70%、長3封筒

※発送及び回収用の封筒印刷を含む。

##### (2) データ関連入力・集計・分析

- ① 回収された調査票（約1,000件）のデータ入力を行う。
- ② 自由回答については、全文入力し一覧用を作成する。
- ③ 単純集計表作成及び必要に応じてクロス集計表を作成する。
- ④ 集計結果の分析を行い、必要に応じてこれまでの調査結果の経年変化を分析する。
- ⑤ ③及び④については、日常生活圏域のほか、市の行政区（9地区）についても行う。
- ⑥ 地域包括ケア「見える化」システムへの登録支援をする。

(3) 報告書の作成

- ① 集計結果の分析を行い、各問グラフ化し、分析コメントをつけ、調査結果報告書を作成する。

(4) 成果品

- ① 調査結果報告書（原本）1部
- ② 報告書・集計・分析の電子データ一式

【II. 計画策定業務】

(1) 在宅介護実態調査業務

- ① 集計表作成（約600件の入力データを使用する。）
- ② 地域包括ケア「見える化」システムに対応
- ③ 報告書の作成
- ④ 成果品

(2) 現状の評価・分析

- ① 統計資料などの基礎的な資料を基にした現状の把握と分析
- ② 高齢者福祉サービス実績の分析
- ③ 介護保険サービス実績の分析
- ④ 地域支援事業実績の分析
- ⑤ 現行計画の点検、評価

(3) 人口推計、要支援・要介護認定者数、事業対象者数の推計等

- ① 総人口、65歳以上人口、認知症高齢者数を推計
- ② 各年度の要支援・要介護認定者数及び事業対象者数を推計

(4) 事業量、費用額の推計及び保険料の算定

- ① 介護保険サービスの種類ごとの見込量を推計
- ② 地域支援事業に要する費用の額、事業量の推計
- ③ 計画期間内の介護サービス見込量等をもとに第10期の介護保険料を算定  
※介護サービス見込量の推計、介護保険料を算定するにあたっては、国の指示に適宜対応し、地域包括ケア「見える化」システムを活用する。  
※介護サービス見込量の推計、介護保険料の算定結果は、地域包括ケア「見える化」システムに対応するよう支援する。

(5) 計画策定委員会の支援

策定委員会等の会議資料作成（4回程度）等、必要に応じて支援を行う。

## (6) 計画案の作成

- ① 現状分析、調査結果から課題及び施策の方向を整理
- ② 計画骨子の提案
- ③ 計画素案の作成
- ④ 策定委員会等による修正の反映
- ⑤ 計画案の作成

## (7) 打合せ

業務進行中、必要に応じて打ち合せを実施する。なお、業務スケジュールについても、適宜協議するものとする。

## (8) 成果品

- ① 第10期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画書（100部）  
（A4版、100頁程度、表紙レザック1色刷）
- ② 計画書及び業務データ（現状分析・推計・その他資料）の電子データ一式

## 6. その他

### (1) 随時の報告及び協議

委託業務の遂行については、データや資料の提供等、男鹿市に随時報告し、協議するものとする。

### (2) 著作権の帰属

本業務で作成された計画書及びデータの著作権については、男鹿市に帰属するものとする。

### (3) 個人情報保護

本業務を遂行するにあたり、個人情報の取り扱いについては、男鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。

### (4) 業務内容の変更

国の基本方針の変更等により、本仕様書に記載されている業務内容を変更する必要性が生じた場合は、その都度双方が協議する。

### (5) その他

本仕様書に定めのない事項、業務履行の過程において業務内容に疑義が生じた場合については、必要に応じ協議のうえ実施するものとする。